

消費者安全に関する検討委員会運営要領（案）

1 委員会

- (1) 委員長は、委員会を招集し、委員会の事務を掌理する。
- (2) 委員長に事故があるときは、消費者政策部会長が指名する委員が、その職務を代理する。

2 議事

委員会の議事は、国民生活審議会令（昭和36年政令155号）第7条第1項及び第2項の規定を準用する。

3 議事の公開

会議は、原則として公開とし、傍聴席に相応する人数を傍聴させることができる。ただし、特段の理由があると委員長が認めた場合は、理由を明示し、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

4 会議資料

会議資料は、原則として会議において公開する。ただし、特段の理由があると委員長が認めた場合は、会議資料の全部又は一部を公開しないことができる。

なお、委員から文書にて意見が提出された場合、委員長が委員会の審議に当たって必要と認めたものは、委員会にて配布する。

5 議事録の公表

発言者名を記載した議事録を、会議終了後おおむね1か月以内に公表する。ただし、特段の理由があると委員長が認めた場合は、理由を明示し、議事録の全部又は一部を非公表とすることができる。

6 議事要旨

発言者名を記載しない議事要旨を、会議において公開した会議資料とともに、会議終了後速やかに公表する。

以上

(参考)

国民生活審議会令(昭和36年政令155号)

(議事)

第7条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。